

鳥取市男女共同参画登録団体事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、鳥取市男女共同参画登録団体事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、男女共同参画推進の中核となる団体を育成し、及び支援することにより、もって本市における男女共同参画社会の実現に寄与することを目的として交付する。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は鳥取市男女共同参画推進条例（平成14年鳥取市条例第1号）第17条第3項の規定により登録を受けた男女共同参画推進団体又は鳥取市男女共同参画登録団体連絡会とする。ただし、男女共同参画推進団体の支部又は構成団体（以下「推進団体の支部等」という。）が、編入前の国府町、福部村、河原町、用瀬町、佐治村、気高町、鹿野町又は青谷町の区域を活動範囲として独自に事業を実施する場合にあっては、これらの事業を行う推進団体の支部等についても補助対象者となることができる。

(補助対象事業等)

第4条 本補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるいずれかのものとする。ただし、当該事業について他から同種の補助金等を受けて実施するものは除く。

- (1) 男女共同参画の研修に関するもの
- (2) 男女共同参画の普及広報に関するもの
- (3) 男女共同参画の研究に関するもの
- (4) 男女共同参画推進団体の拡大強化に関するもの
- (5) その他男女共同参画を推進すると認められるもの

(補助対象経費)

第5条 本補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、食料費及び研修の参加に要する旅費を除くものとする。

(補助金の算定等)

第6条 本補助金は、補助対象経費（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に4分の3を乗じて得た額（1,000円未満の端数を切り捨てた額とし、1事業につき10万円を限度額とする。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、1会計年度につき1団体の補助対象事業は、3事業（推進団体の支部等にあっては、2事業）を限度とする。

(交付申請)

第7条 補助対象事業については、規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。

2 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額をもって算定した補助金の額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

3 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 補助金の増額

(2) 補助金の2割を超える減額

(着手届を要しない場合)

第9条 規則第10条第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助対象事業以外のすべての補助対象事業に係る場合とする。

(実績報告)

第10条 規則第12条に定める実績報告は、補助対象事業完了の日から14日を経過するまでに行わなければならない。

2 規則第12条の実績報告に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者が実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第3号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、人権政策局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月12日から施行し、平成14年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、この要綱による改正後の鳥取市男女共同参画登録団体事業補助金交付要綱の規定は、平成19年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月30日から施行し、この要綱による改正後の鳥取市男女共同参画登録団体事業補助金交付要綱の規定は、令和8年度の補助金から適用する。

様式第1号（第7条・第10条第2項関係）

様式第2号（第7条・第10条第2項関係）

様式第3号（第10条第4項関係）